

## 繊維産業における自主行動計画及び フォローアップ調査について

自主行動計画制定日：平成29年 3月 1 日

自主行動計画改訂日：平成30年 7月 24 日

自主行動計画改訂日：平成31年 4月 26 日

自主行動計画改訂日：令和 3年 9月 10 日

第 5 回フォローアップ調査実施日：

令和 3 年 10 月 22 日～11 月 9 日

日本繊維産業連盟

繊維産業流通構造改革推進協議会

本年度の自主行動計画フォローアップ調査は、2017年3月に策定、公表した「繊維産業の適正取引の推進と生産性向上・付加価値向上に向けた自主行動計画」(以降3回改訂)に基づき実施しており、本年は5回目となる。

実施については日本繊維産業連盟ならびに繊維産業流通構造改革推進協議会の会員団体を通じて、各団体傘下の企業にアンケートを送付し実施・回収したものである。

以下に調査概要ならびに回答結果を記す。(前回までとの比較は可能な限り行ったが、設問によっては割愛している。)

## I. 調査概要

\* 配布数は増加したが、回収数が減少したため回収率は低下した。(単位: %)

	配布数	回収数	回収率
2021年	2,285	638	27.9
2020年	1,768	685	38.7
2019年	1,941	678	34.9
2018年	3,182	887	27.9
2017年	3,700	590	15.9

・回収されたアンケートの回答は、各設問項目に記載のないもの、複数回答可の設問もあるため、各設問における回答数と回答企業数は一致しない。

## II. 基礎情報

### 1. 回答業種の構成 (設問1)

業種区分については、日本標準産業分類とは異なり、繊維産業全般を包含するために下記区分に基づいて実施している。

\* 構成比は例年に比べ大きな変化はない。

業種	構成比	業種	構成比
製糸, 紡績, 化学繊維等製造	4.3	副資材製造	0.5
撚糸等準備	6.2	その他繊維製品製造	8.9
織物	31.5	卸・問屋・商社	16.6
ニット	4.1	アパレル	7.8
染色整理	4.7	小売り	1.7
縫製	12.0	その他	1.7

### 2. 取引上の地位について (設問2)

\* 構成比は例年に比べ大きな変化はない。

	発注側	受注側	受注・発注の両方
2021年	13.3	41.3	45.4
2020年	12.1	39.3	48.6
2019年	13.7	39.3	47.0
2018年	11.6	42.1	46.3
2017年	3.9	50.4	45.7

3. 受注者側の場合の取引上の地位の割合について

(設問 3)

\* 4次下請けより川上が倍増。

	一次下請	二次下請	三次下請	四次下請 より川上
2021年	68.6	20.6	5.2	5.6
2020年	67.4	23.9	6.2	2.5
2019年	67.6	23.3	7.5	1.6
2018年	74.2	18.6	6.0	1.1
2017年	77.6	16.5	4.3	1.5

4. 資本金について

(設問 4)

\* 1千万円以下が増加、5千万円超・10億円以下が減少した。

	1千万円 以下	1千万円超 5千万円以下	5千万円超 3億円以下	3億円超 10億円以下	10億円超 100億円以下	100億円超
2021年	37.1	37.7	15.2	1.6	5.4	3.0
2020年	34.9	36.8	18.4	2.5	4.9	2.5
2019年	29.7	38.0	19.2	3.0	6.7	3.4
2018年	33.8	54.1		12.1		
2017年	42.7	48.5		8.9		

5. 従業員数について

(設問 5)

\* 50人以下の企業が65%を占める。

	5人以下	5人超20人 以下	20人超50人 以下	50人超100人 以下	100人超 300人以下	300人超 1000人以下	1000人超 1万人以下	1万人超
2021年	17.5	27.1	21.4	12.5	9.8	7.1	3.8	0.6
2020年	18.0	25.8	19.7	13.1	12.1	7.0	3.6	0.6
2019年	14.3	26.7	19.8	13.1	13.1	7.5	4.4	0.9
2018年	20.5	66.4				13.0		
2017年	28.9	63.1				8.0		

6. 売上高について

(設問 6)

\* 売上規模10億円以下の企業が6割強を占める。

	1億円以下	1億円超10 億円以下	10億円超100 億円以下	100億円超 1000億円以下	1000億円超
2021年	27.6	37.2	23.1	7.6	4.4
2020年	24.9	37.2	24.3	9.2	4.4
2019年	22.7	36.4	22.9	12.2	5.8

### Ⅲ. 各設問結果について

#### 1. 概要

- (1)「自主行動計画」の周知徹底度合いについて (設問 7)  
「調達部門」を除いて「未実施」が昨年比やや増加した。  
「未実施」の平均値も上昇した。
- (2)「歩引き」取引の廃止について取引先との協議について (設問 9、10)  
発注側・受注側とも「実施済み・実施中」の割合が増加。発注者側での主な「未実施」の理由としては、「取引先から『歩引き』されているため、『歩引き』をせざるを得ない」などの取引先の要請方法の改善が進んでいない」ことによる。その割合は引き続き 5 割以上の高率で推移している。
- (3)契約書などの書面化の徹底度合について (設問 11)  
発注側・受注側とも「契約の書面化」はやや進んだが、発注事業者の改善が進んでおらず、5 割近い。受注側の 2 割が未だ実施できていない。昔からの商習慣として締結は不要との意見が多い。
- (4)引取期日を過ぎた在庫保管コストについて協議することの徹底について (設問 15)  
発注側、受注側とも協議をすすめている率は 9 割で横ばい推移。発注側の「未実施」の理由では「取引先のルールやマニュアルの改善が進んでいない」が依然として 4 割を超える。
- (5)労務費の上昇に伴う取引対価の見直し要請に対する協議の徹底について (設問 17)  
発注側、受注側ともに未実施が減少したが、6 割強を占める発注側事業者の支払い条件の改善は依然として進んでいない。
- (6)2021 年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、双方合意の結果を反映できたと考える項目について (設問 28)  
発注側、受注側ともに反映できている比率は昨年度に比べて低下。特に受注側での低下が大きい。発注側で反映できなかった理由は「受注者から要請されなかった」が 6 割、受注側で反映できなかった理由では「発注者と協議したが、転嫁が行えなかった」が 5 割を占める。
- (7)下請代金の手形での支払い(受取り)の割合 (設問 31、32)  
発注側では 6 割、受注側では 4 割が現金決済である。手形の比率が 30%以下の企業の比率は発注側では 85%、受注側では 75%にのぼる。
- (8)下請代金を手形で支払う(受取る)場合のサイトについて (設問 34)  
発注側、受注側とも「90 日以内」が 6 割を超える。90 日を超える長期手形は発注側受注側とも減少している。また、発注側において「60 日以内」は 2 割にとどまっている。

- (9) 下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止予定と具体的取組について (設問 37,38)  
発注側は 4 割強、受注側は 2 割が「すでに利用廃止しており、それぞれ 3 割が「廃止検討中」である反面、発注側の 6 割強、受注側の 8 割弱は具体的取り組みに至っていない。
- (10) 手形等のサイトを 60 日以内に変更する予定(具体的な協議等)について (設問 40)  
発注側では「変更予定なし」が 4 割強、手形の利用廃止が 4 割弱である一方、受注側では「変更予定なし」が 6 割強、手形の利用廃止が 2 割強とギャップが大きい。
- (11) 取引先と、サプライチェーン各工程における稼働率、生産性、付加価値、消費者に対する正価の信頼性の維持向上に向けて取り組んでいること (設問 44)  
発注側、受注側ともに定期的な「取引先との面談機会の確保」「事業所・工場への訪問」が合わせて全体の 7~8 割を占めている傾向はコロナ禍においても変わらず。
- (12) 働き方改革の受注側企業への影響、発注側からの影響について (設問 45)  
「特に影響はない」が発注側では 7 割、受注側では 5 割。受注側において「急な対応の依頼が増加」「短納期での発注の増加」の割合が増加した。
- (13) 知的財産に関する適正な取引を実現するために、利益分配や責任分担を明記するといった取組を実施しているか (設問 47)  
「未実施」の割合は 7 割にのぼり、理由の 6 割が「知的財産が取引において存在しないため」である。

## 2. 調査結果

以下に設問 7～設問 50 の詳細を記す。

### 設問 7. 関係法令や指針・自主行動計画の内容についての周知徹底度合いについて

\*「調達部門」を除いて「未実施」が昨年比やや増加。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
役員・経営責任者	82.8	84.8	87.6	85.2	84.3	17.2	15.2	12.4	14.8	15.7
総務・法務部門	77.2	79.5	91.8	88.2	87.8	22.8	20.5	8.2	11.8	12.2
調達部門	72.8	76.7	92.3	88.2	88.9	27.2	23.3	7.7	11.8	11.1
経理部門	77.2	79.5	89.8	85.9	85.6	22.8	20.5	10.2	14.1	14.4
営業部門	76.1	77.1	90.2	85.8	85.0	23.9	22.9	9.8	14.2	15.0
設計・開発部門	69.2	69.4	85.7	88.0	82.1	30.8	30.6	14.3	12.0	17.9
納品検収部門	72.4	73.2	88.1	87.0	80.9	27.6	26.8	11.9	13.0	19.1
平均	75.6	77.4	89.4	86.7	85.0	24.4	22.6	10.6	13.3	15.0

「該当部門なし」は除外して計算

### 設問 8. 「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」について、各部門の役職員に対して、周知し、浸透・徹底されているか。

\*「役員・経営責任者」「営業部門」を除いて「未実施」が昨年比やや増加。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
役員・経営責任者	—	61.6	66.8	61.3	62.1	—	38.4	33.2	38.7	37.9
総務・法務部門	—	57.0	76.2	75.9	72.1	—	43.0	23.8	24.1	27.9
調達部門	—	50.5	71.4	71.0	69.5	—	49.5	28.6	29.0	30.5
経理部門	—	50.2	69.0	67.2	66.8	—	49.8	31.0	32.8	33.2
営業部門	—	49.6	71.0	65.2	66.1	—	50.4	29.0	34.8	33.9
設計・開発部門	—	46.3	62.2	64.2	63.1	—	53.7	37.8	35.8	36.9
納品検収部門	—	48.3	68.7	70.7	66.8	—	51.7	31.3	29.3	33.2
平均	—	52.1	69.4	67.2	66.2	—	47.9	30.6	32.8	33.8

「該当部門なし」は除外して計算

設問 9. 「歩引き」取引の廃止についての、取引先との協議について

\* 発注側・受注側とも「実施済み・実施中」の割合が増加。発注者側での主な「未実施」の理由としては、「取引先から『歩引き』されているため、『歩引き』をせざるを得ない」などの取引先の要請方法の改善が進んでいない」ことによる。その割合は引き続き 5 割以上の高率で推移している。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	80.9	83.7	88.5	82.0	88.3	19.1	16.3	11.5	18.0	11.7
受注側の立場	67.1	70.7	71.6	71.1	77.5	32.9	29.3	28.4	28.9	22.5

設問 10. 設問 9 において発注側の立場で「歩引き」廃止が実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
社内の合意が難しい	10.5	15.5	10.7	8.3	7.5
具体的手法が分からない	20.5	22.6	25.2	21.4	20.1
発注側事業者側の改善が進んでいない	49.1	42.3	40.3	52.9	50.7
* その他	19.9	19.7	23.9	17.5	21.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例：・自主行動計画ではなく法制化が望ましい

- ・業界として慣習が残っているため（多数）
- ・要求されたことがない、要求されても断る
- ・歩引分が価格に転化されており、慣例化している(多数)
- ・物流費として徴収している
- ・手形から現金に変わった時の割引金利がある
- ・いろいろな団体に所属している現状から、ルールや指導が多数あって整理できない。

設問 11. 契約書の書面化の徹底度合いについて

\* 発注側・受注側とも「契約の書面化」はやや進んだが、発注事業者の改善が進んでおらず、5 割近い。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	—	86.1	87.8	85.0	87.2	—	13.9	12.2	15.0	12.8
受注側の立場	74.2	76.8	82.9	79.0	83.0	25.8	23.2	17.1	21.0	17.0

\* 2017 年の発注側は未集計

設問 12. 設問 11 において発注側の立場で「書面化」の徹底が実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
社内の合意が難しい	3.9	10.7	6.6	7.4	5.8
具体的手法が分からない	25.3	25.3	34.4	26.3	27.5
発注側事業者の改善が進んでいない	46.6	40.4	39.1	47.9	46.2
その他	24.2	23.6	19.9	18.4	20.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例：・前もつての見積書等と発注書で取引を実施している

- ・昔からの商習慣として締結は不要(多数)
- ・FAX・メール等でしている
- ・価格はこちらで書かず受注側が書いてくる(納品時)
- ・契約書面化の慣例がないため
- ・トラブルは起きていない。発注ごとの契約書はない。予定表として紙面は出している。
- ・受注者側より必要ないと言われるから

設問 13. 仕入価格の低減要請の方法について、自主行動計画に記載された望ましくない事例を行わないことの徹底について

\* 発注側の 1 割、受注側の 2 割が実施していない状況で推移している。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	91.6	90.2	92.0	91.4	92.2	8.4	9.8	8.0	8.6	7.8
受注側の立場	75.6	81.3	83.1	81.4	81.6	24.4	18.7	16.9	18.6	18.4

設問 14. 設問 13 の発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
社内の合意が難しい	7.6	10.7	6.1	9.3	10.5
具体的手法が分からない	25.0	31.0	40.0	36.4	30.5
発注側事業者の協議方法の改善が進んでいない	59.1	40.6	42.6	41.5	48.6
その他	8.3	17.6	11.3	12.7	10.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例：・発注側はコストを理由に協議さえ望まない

- ・基本的に値切る歩引きを行っていない、発注先から頼まれない。
- ・受注企業が単価コントロールができていない
- ・ケースバイケース



設問 15. 引取期日を過ぎた在庫保管コストについて協議することの徹底について

\* 発注側、受注側とも協議をすすめている率は9割で横ばい推移。発注側の「未実施」の理由では「取引先のルールやマニュアルの改善が進んでいない」が依然として4割を超える。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	89.0	89.3	91.6	92.3	90.5	11.0	10.7	8.4	7.7	9.5
受注側の立場	73.2	77.8	79.6	79.8	77.0	26.8	22.2	20.4	20.2	23.0

設問 16. 設問 15 において発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
社内の合意が難しい	7.0	12.0	11.5	12.0	8.0
具体的手法が分からない	24.8	30.1	28.5	29.1	25.0
発注側事業者のルールやマニュアルの改善が進んでいない	54.3	41.0	46.9	50.4	41.0
その他	14.0	16.9	13.1	8.5	26.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例：・発注側はコストを理由に協議さえ望まない。とにかくデフレ経済ではコストは厳禁

- ・外注業者に依頼したものについては全て引き取っている
- ・発注先の企業に明確なルールがない(受注先によって対応が違う)
- ・コロナ禍による引取り時期の確定要請が多くなっている
- ・当社から見た海外2次下請けに対しては不十分
- ・在庫を受注者に保管させることがないから(多数)

設問 17. 労務費の上昇に伴う取引対価の見直し要請に対する協議の徹底について

\* 発注側、受注側ともに未実施が減少したが、6割強を占める発注側事業者の支払い条件の改善は依然として進んでいない。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	91.2	92.9	95.5	91.7	92.9	8.8	7.1	4.5	8.3	7.1
受注側の立場	72.5	80.6	83.9	81.7	83.5	27.5	19.4	16.1	18.3	16.5

設問 18. 設問 17 において発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
社内の合意が難しい	11.7	22.3	15.2	14.3	8.9
金融機関からの資金調達が困難	6.3	12.2	6.5	7.1	8.9
発注側事業者の支払い条件の改善が進んでいない	65.8	51.8	67.4	59.2	62.2
その他	16.2	13.7	10.9	19.4	20.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例：・要請がない（多数）

- ・デフレ下では見直し、改善は不可能に近い
- ・労務費の上昇を理由に対価の見直しを求めることも、求められることもない。
- ・そのようなことを発注先に依頼したことがない

設問 19. 下請代金の支払いについて、現金払い・手形の現金化にかかる割引料等のコスト負担の勘案及び手形等サイトの短縮に向けた方針や計画を策定について

\* 発注側は9割、受注側で8割弱が実施・実施中である。発注側事業者の支払い条件の改善は依然として進んでいない。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	—	88.3	88.5	89.5	90.6	—	11.7	11.5	10.5	9.4
受注側の立場	77.9	77.4	75.9	78.4	76.1	22.1	22.6	24.1	21.6	23.9

\* 2017年の発注側は未集計

設問 20. 設問 19 の発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
社内の合意が難しい	13.5	14.8	20.2	16.3	9.7
金融機関からの資金調達が困難	15.9	17.2	11.8	10.6	14.5
発注側事業者の支払い条件の改善が進んでいない	54.8	49.7	48.7	56.9	56.5
その他	15.9	18.3	19.3	16.3	19.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例：・社内整備が整っていないため

- ・現時点で特段の要請がない(多数)
- ・資金繰りの影響を考慮し段階的に実施予定
- ・まだその時期ではないため

設問 21. サプライチェーン全体での付加価値向上等の観点から、適正な原価率及び利益を確保した上で、消費者に対する正価の信頼性の維持・向上に努めているか

\* 9割以上の発注側は努めているが、未実施の場合「取引先との合意が難しい」のが主な理由である。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	88.8	90.8	92.9	92.4	92.5	11.2	9.2	7.1	7.6	7.5

設問 22. 設問 21 の発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
社内の合意が難しい	5.0	8.7	7.1	5.0	4.2
取引先との合意が難しい	79.8	83.7	81.1	83.5	83.1
その他	15.1	7.6	11.8	11.6	12.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- その他項目例：・受注側として適切な原価率、利益を確保できていないため
- ・市場価格との差もあり、設定通りいかない。
  - ・発注先企業の適正な原価率及び利益はこちらでは不明の為

設問 23. 女性が活躍できるよう環境整備や意識改革や、技術や経験をもった高齢者の雇用の拡充に勤めているか

\* 発注側、受注側とも 8~9 割が実施している。未実施の理由では「社内の合意が難しい」が半数以上である。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	88.5	89.6	92.3	88.5	89.9	11.5	10.4	7.7	11.5	10.1
受注側の立場	81.0	87.3	84.0	84.3	83.8	19.0	12.7	16.0	15.7	16.2

設問 24. 設問 23 の発注側の立場で実施中・未実施の主な理由

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
社内の合意が難しい	49.5	59.6	56.1	54.9	54.1
その他	50.5	40.4	43.9	45.1	45.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- その他項目例：・ある程度能力を見極めるのに時間(数か月)かかる
- ・女性の対象者がいない(多数)
  - ・人材確保が難しくなっているため
  - ・不要の為。人手は足りている
  - ・意識改革、雇用環境整備は一気にできないため(複数)
  - ・企業規模がそんなに大きくないため
  - ・今までのところ必要がない、余裕がない(多数)
  - ・実施を試みるも責任職を本人が敬遠する
  - ・高齢者にあたる社員が未だいない為
  - ・優先順位を決められていない

設問 25. 連結会社に対するコンプライアンスの点検項目に適正取引が含まれているか

\* 年々増加。9割強が実施、実施中である。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	76.8	82.3	92.9	92.9	95.6	23.2	17.7	7.1	7.1	4.4

設問 26. 直接の取引先を通じて、その先の取引先へも適正取引の働きかけを実施しているか

\* 7割で実施、実施中であるが、引き続きの改善が望まれる。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	60.9	66.7	69.1	70.3	68.9	39.1	33.3	30.9	29.7	31.1

設問 27. 2021年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議を実施したか

\* 発注側・受注側とも概ね実施できている。

	実施済・実施中					未実施				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注側の立場	—	—	92.9	89.9	94.2	—	—	7.1	10.1	5.8
受注側の立場	—	—	87.8	85.4	86.3	—	—	12.2	14.6	13.7

設問 28. 2021年度(上期)に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、

双方合意の結果を反映できたと考える項目

\* 発注側、受注側ともに反映できている比率は昨年度に比べてやや低下した。特に受注側での低下が大きい。  
発注側で反映できなかった理由は「受注者から要請されなかった」が6割、受注側で反映できなかった理由では「発注者と協議したが、転嫁が行えなかった」が5割を占める。

発注側の立場	概ね反映できた					一部反映できた・反映できなかった				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
(1)取引先の寄与度を考慮した原価低減活動の効果	50.4	28.1	58.4	65.1	67.8	49.6	71.9	41.6	34.9	32.2
(2)労務費の変動	52.4	53.4	64.6	70.2	68.2	47.6	46.6	35.4	29.8	31.8
(3)原材料価格の変動	46.7	53.9	60.1	67.7	64.8	53.3	46.1	39.9	32.3	35.2
(4)エネルギー（電気・燃料）価格の変動	44.8	49.5	58.6	68.3	62.5	55.2	50.5	41.4	31.7	37.5
平均	48.3	45.2	60.4	67.8	65.8	51.7	54.8	39.6	32.2	34.2

受注側の立場	概ね反映できた					一部反映できた・反映できなかった				
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
(1)取引先の寄与度を考慮した原価低減活動の効果	29.0	30.1	33.0	43.5	36.4	71.0	69.9	67.0	56.5	63.6
(2)労務費の変動	27.3	28.3	32.7	42.5	33.6	72.7	71.7	67.3	57.5	66.4
(3)原材料価格の変動	26.3	29.8	33.6	42.7	34.2	73.7	70.2	66.4	57.3	65.8
(4)エネルギー（電気・燃料）価格の変動	24.8	27.7	32.0	40.7	31.3	75.2	72.3	68.0	59.3	68.7
平均	26.9	29.2	32.9	42.3	33.8	73.1	70.8	67.1	57.7	66.2

設問 29. 設問 28.で「一部反映できた」や「あまり反映できなかった」主な理由 【(1)を除く】

\* 発注側において、「受注者から要請されなかった」比率が高い。受注側においては「発注側と協議したが、転嫁が行えなかった」「発注側から要請されなかった」の比率が高い。

発注側の立場	受注側と協議したが、転嫁が行えなかった。			受注側から要請されたが協議に応じなかった。		
	2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年
(2)労務費の変動	46.1	21.0	27.1	4.7	6.0	4.5
(3)原材料価格の変動	52.0	31.7	32.3	3.2	4.0	6.0
(4)エネルギー（電気・燃料）価格の変動	48.0	22.5	23.5	1.6	2.0	5.9
発注側の立場（続き）	受注側から要請されなかった			その他		
	2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年
(2)労務費の変動	40.6	65.3	59.4	8.6	7.3	9.0
(3)原材料価格の変動	32.8	54.8	50.4	12.0	9.5	11.3
(4)エネルギー（電気・燃料）価格の変動	38.4	63.3	60.3	12.0	9.2	10.3

その他項目例: ・販売価格据え置きのため余力無し

- ・年契約分については一部応じられなかった
- ・季節商品取り扱いの為、単価の打ち合わせがその都度ある
- ・要請に従い協議の上、個別に対応
- ・価格変動が激しく、決定権は下請けにある

受注側の立場	発注側と協議したが、転嫁が行えなかった。			発注側から要請されたが協議に応じなかった。		
	2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年
(2)労務費の変動	61.3	50.0	51.3	4.4	13.0	5.9
(3)原材料価格の変動	55.8	56.0	61.6	4.7	15.0	3.5
(4)エネルギー（電気・燃料）価格の変動	55.1	49.8	52.8	5.4	16.0	3.6
受注側の立場（続き）	発注側に要請しなかった。			その他		
	2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年
(2)労務費の変動	29.3	37.7	38.8	5.1	7.5	3.9
(3)原材料価格の変動	21.5	32.0	29.0	18.1	6.8	5.8
(4)エネルギー（電気・燃料）価格の変動	30.6	39.7	39.5	8.8	6.1	4.2

その他項目例：・発注側に要請し了承を受けた

- ・相場価格がありコストアップは必ずしも連動しない
- ・季節商品取り扱いの為、単価の打ち合わせがその都度ある
- ・要請に従い協議の上、個別に対応
- ・受注先から原材料支給されている

設問 30. 取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題

\* 全体として「発注側企業の理解」「受注側企業の理解」「双方が納得できる根拠の取り方」の比率が高い。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
実行的なルールやマニュアルの策定、明確化	14.2	13.7	12.1	11.6	12.6
ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底	11.4	12.5	11.4	10.4	10.2
受注側企業の理解	20.4	18.6	19.9	19.0	18.3
受注側調達担当者等の知識の向上	11.1	12.1	12.9	12.3	12.4
受注側企業の営業担当者の交渉力や説明能力の向上	10.0	10.2	8.9	10.4	10.2
双方が納得できる根拠のとり方	22.7	20.7	23.0	22.5	23.5
第三者的な調整の仕組み	3.3	3.9	2.5	2.6	2.2
協議記録の保存	5.5	7.5	6.9	6.6	5.6
その他	1.5	0.7	0.6	0.5	0.9
課題無し	—	—	1.8	4.3	4.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例：・要請があれば受ける準備はある

- ・単価決定権はない
- ・市場相場の影響が大きい。業界全体で取り組む必要がある。
- ・デメリット事項の一覧化

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
実行的なルールやマニュアルの策定、明確化	11.8	15.3	10.8	10.1	11.0
ルールやマニュアルの浸透、運用の徹底	9.9	13.0	9.8	9.5	9.0
発注側企業の理解	23.5	18.1	23.7	23.4	24.7
発注側調達担当者等の知識の向上	14.8	9.1	13.5	13.0	12.5
発注側企業の営業担当者の交渉力や説明能力の向上	12.5	12.9	13.7	13.8	13.4
双方が納得できる根拠のとり方	17.7	19.8	16.7	18.9	18.9
第三者的な調整の仕組み	3.8	4.7	3.5	2.8	3.2
協議記録の保存	4.8	6.2	5.9	5.8	4.6
その他	1.2	0.9	1.1	0.5	0.6
課題無し	—	—	1.3	2.3	2.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例：・相方の信頼関係、望む形を共に努力していく姿

- ・価格改定ができる環境が必要
- ・単価決定権はなし
- ・業界全体の改革

#### 設問 31. 下請代金の手形等での支払(受取)割合

\* 発注側では6割、受注側では4割が現金決済である。手形の比率が30%以下の企業の比率は発注側では85%、受注側では75%にのぼる。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全て現金払い	—	57.5	64.3	60.2	63.6
10%未満が手形	—	10.5	8.0	8.6	12.4
10～30%が手形	—	10.0	10.1	10.4	10.2
30～50%が手形	—	10.5	8.9	9.4	5.7
50%以上が手形	—	10.6	7.8	10.4	6.8
全て手形払い	—	1.0	0.8	1.0	1.4
合計	—	100.0	100.0	100.0	100.0

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全て現金払い	42.5	37.1	40.7	37.0	41.3
10%未満が手形	10.4	12.3	10.3	13.8	15.5
10～30%が手形	17.0	19.9	18.8	21.6	18.7
30～50%が手形	13.3	14.0	15.3	12.0	10.7
50%以上が手形	14.7	15.6	13.2	13.9	12.1
全て手形払い	2.2	1.0	1.7	1.8	1.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

設問 32. 下請代金を「すべて現金払い」に移行できない(しない)主な理由

\* 発注側の 6 割、受注側の 7 割が、「取引先が現金払いでない」のが主な理由

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
取引先からの支払いが現金払いでないため	—	55.3	68.3	60.1	60.0
上記以外の理由で現金払いにする資金調達が困難なため	—	24.3	10.4	19.1	15.0
その他	—	20.4	21.3	20.7	25.0
合計	—	100.0	100.0	100.0	100.0

- その他項目例：
- ・以前からの商習慣なため（多数）
  - ・受注側からの変更依頼がないため（複数）
  - ・資金繰りの関係で（複数）
  - ・手形取引を要望されるケースがあるため
  - ・現金払いにする説明の手間
  - ・電子手形での契約を結んでいる取引先があるため

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注者の取引先からの支払いが現金払いでないため	—	67.9	75.1	79.2	71.8
上記以外の理由で現金払いにする資金調達が困難なため	—	20.3	10.8	10.4	12.5
その他	—	11.8	14.1	10.4	15.8
合計	—	100.0	100.0	100.0	100.0

- その他項目例：
- ・以前からの商習慣なため（多数）
  - ・取引関係時の約定であり、変更の必要性を認識していない
  - ・要請したことが無い

設問 33. 下請代金を手形等で支払っている場合に、下請事業者が現金化にかかる割引料等のコストを勘案して額を決定しているか

\* 「発注側の負担」意識に関して発注者側と受注者側で 2 倍の開きがあるが、発注側の負担は増加傾向にある。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
概ね勘案（概ね発注側負担）	52.7	42.0	54.9	48.8	59.2
一部勘案（一部発注側負担）	17.4	17.4	15.0	19.8	10.5
あまり勘案せず（概ね受注者側負担）	29.9	40.6	30.1	31.4	30.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0



受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
概ね勘案（概ね発注側負担）	23.0	22.0	25.5	26.9	32.8
一部勘案（一部発注側負担）	17.1	16.1	20.6	21.2	18.3
あまり勘案せず（概ね受注者側負担）	59.9	61.8	53.8	51.9	49.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

設問 34. 下請代金を手形で支払う場合のサイトについて

\* 発注側、受注側とも「90 日以内」が 6 割を超える。90 日を超える長期手形は発注側受注側とも減少している。また、発注側において「60 日以内」は 2 割にとどまっている。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
30日（1ヶ月）以内	—	5.2	3.4	4.0	2.9
60日（2ヶ月）以内	—	17.5	16.8	13.1	19.3
90日（3ヶ月）以内	—	54.5	59.2	49.0	55.0
120日（4ヶ月）以内	—	14.6	14.0	25.8	20.5
120日（4ヶ月）超	—	8.2	6.7	8.1	2.3
合計	—	100.0	100.0	100.0	100.0

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
30日（1ヶ月）以内	4.0	3.4	2.4	4.0	1.8
60日（2ヶ月）以内	9.9	13.4	14.3	12.3	13.6
90日（3ヶ月）以内	35.8	41.8	47.1	48.1	50.9
120日（4ヶ月）以内	25.2	27.6	24.9	25.6	24.4
120日（4ヶ月）超	25.2	13.7	11.3	9.9	9.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

設問 35. 設問 34 で「90 日を超える」場合の主な理由

\* 発注側では「財政面での対応が困難」の割合が増加。受注側では「発注者の取引先からの支払いにおいて手形サイトが 90 日以内でないため」が 7 割を占める。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
取引先からの支払いにおいて手形サイトが90日以内でないため	—	64.4	67.9	57.7	52.5
財政面での対応が困難なため	—	21.9	13.2	19.2	24.6
その他	—	13.7	18.9	23.1	23.0
合計	—	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例：・昔からの慣習だから

- ・材料調達・加工後、製品納期までの日数がかかるため
- ・約定を交わしているとおりにだから

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
発注者の取引先からの支払いにおいて手形サイトが90日以内でないため	—	72.3	73.4	68.7	69.2
財政面での対応が困難なため	—	19.1	16.4	16.0	13.3
その他	—	8.7	10.2	15.3	17.5
合計	—	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例：・昔からの慣習だから

・一部の発注者の手形が基本120日の為

・取引開始時の約定のため

設問 36. 製造委託を行うすべての取引において、代金を手形等で支払っている(支払われている)割合

\* 発注側では 7 割弱、受注側では 5 割弱が「全て現金払い」である。

	2021年	
	発注側	受注側
全て現金払い	69.1	46.7
10%未満が手形	8.3	13.5
10～30%が手形	8.8	20.4
30～50%が手形	5.0	8.6
50%以上が手形	6.9	9.1
全て手形払い	1.9	1.7
合計	100.0	100.0

設問 37. 下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止予定について

\* 発注側は 4 割強、受注側は 2 割が「すでに利用廃止しており、それぞれ 3 割が「廃止検討中」である。

	2021年	
	発注側	受注側
2021年内に利用を廃止する(廃止される) 予定 (今年中)	2.2	0.8
2022年内に利用を廃止する(廃止される) 予定 (1年以内)	2.8	0.8
2023年内に利用を廃止する(廃止される) 予定 (2年以内)	1.9	0.8
2024年内に利用を廃止する(廃止される) 予定 (3年以内)	2.5	1.6
2025年内に利用を廃止する(廃止される) 予定 (4年以内)	1.2	1.1
2026年内に利用を廃止する(廃止される) 予定 (5年以内)	4.3	3.5
時期は未定だが、利用の廃止に向けて検討中(検討されている)	32.8	30.2
約束手形の利用の廃止予定はない(取引先から聞いていない)	9.9	40.9
すでに利用を廃止している	42.4	20.3
合計	100.0	100.0

設問 38. 約束手形の利用の廃止に向けた具体的な取組について

\* 発注側の 6 割強、受注側の 8 割弱は具体的取り組みに至っていない。

	2021年	
	発注側	受注側
支払方法に関して具体的な取組を行っている（なされている）	35.6	22.3
利用の廃止予定はあるが、具体的な取組はまだ行っていない(行われていない)	64.4	77.7
合計	100.0	100.0

設問 39. 5 年後(2026 年)までに約束手形の利用の廃止をする予定がない理由

\* 「特に理由はない」が 4 割。

資金繰りがつかないため	13.3
資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため	12.2
電子的決済手段を自ら使用することが難しいため	6.1
取引先が電子的決済手段に対応しないため	11.2
電子的決済手段と比べ、約束手形の方が利便性が高いため	2.0
取引先から約束手形の振出しを要望されるため	15.3
特に理由はない（これまでの慣習など）	39.8
合計	100.0

設問 40. 手形等のサイトを 60 日以内に変更する予定(具体的な協議等)について

\* 発注側では「変更予定なし」が 4 割強、手形の利用廃止が 4 割弱である一方、  
受注側では「変更予定なし」が 6 割強、手形の利用廃止が 2 割強とギャップが大きい。

	2021年	
	発注側	受注側
2021年以内に60日以内に変更(変更される) 予定 (今年中)	2.8	1.7
2022年以内に60日以内に変更(変更される) 予定 (1年以内)	2.3	2.1
2023年以内に60日以内に変更(変更される) 予定 (2年以内)	2.3	2.5
2024年以内に60日以内に変更(変更される) 予定 (3年以内)	8.5	4.2
60日以内に変更する(変更される) 予定はない	45.5	65.4
今後、約束手形の利用を廃止する予定である(廃止される予定)	38.6	24.1
合計	100.0	100.0

#### 設問 41. 大企業間の取引において代金を手形で支払っている(支払われている)割合

\*「全て現金払い」の比率が発注側で減少、受注側で増加し、ギャップが縮小して4割となった。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全て現金払い	—	—	49.1	45.7	42.0
10%未満が手形	—	—	14.2	12.4	16.0
10～30%が手形	—	—	7.5	9.5	8.6
30～50%が手形	—	—	8.5	8.6	8.6
50%以上が手形	—	—	15.1	18.1	17.3
全て手形払い	—	—	5.7	5.7	7.4
合計	—	—	100.0	100.0	100.0

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全て現金払い	—	—	42.9	28.7	41.0
10%未満が手形	—	—	15.4	14.9	21.3
10～30%が手形	—	—	15.4	18.4	16.4
30～50%が手形	—	—	12.1	19.5	6.6
50%以上が手形	—	—	9.9	16.1	9.8
全て手形払い	—	—	4.4	2.3	4.9
合計	—	—	100.0	100.0	100.0

設問 42. 大企業間取引において代金を手形等で支払っている場合に、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して額を決定しているか

\*「一部発注者負担」の比率が発注側・受注側とも減少している。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
概ね発注側負担	—	—	42.6	35.7	42.3
一部発注側負担	—	—	13.1	8.9	3.8
概ね受注側負担	—	—	44.3	55.4	53.8
合計	—	—	100.0	100.0	100.0

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
概ね発注側負担	—	—	40.7	28.1	31.8
一部発注側負担	—	—	13.6	10.5	4.5
概ね受注側負担	—	—	45.8	61.4	63.6
合計	—	—	100.0	100.0	100.0

設問 43. 大企業間取引において代金を手形等で支払っている場合のサイト

\* 発注側、受注側ともに「90 日以内」が大幅に増加した。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
30日（1ヶ月）以内	—	—	3.2	0.0	2.5
60日（2ヶ月）以内	—	—	19.0	9.6	15.0
90日（3ヶ月）以内	—	—	42.9	34.6	45.0
120日（4ヶ月）以内	—	—	25.4	40.4	25.0
120日（4ヶ月）超	—	—	9.5	15.4	12.5
合計	—	—	100.0	100.0	100.0

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
30日（1ヶ月）以内	—	—	1.8	0.0	6.1
60日（2ヶ月）以内	—	—	17.5	8.6	14.3
90日（3ヶ月）以内	—	—	47.4	34.5	46.9
120日（4ヶ月）以内	—	—	26.3	43.1	26.5
120日（4ヶ月）超	—	—	7.0	13.8	6.1
合計	—	—	100.0	100.0	100.0

設問 44. 取引先と、サプライチェーン各工程における稼働率、生産性、付加価値、消費者に対する  
正価の信頼性の維持向上に向けて取り組んでいること

\* 発注側、受注側ともに定期的な「取引先との面談機会の確保」「事業所・工場への訪問」が  
合わせて全体の 7~8 割を占めている傾向はコロナ禍においても変わらず。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
定期的な取引先との面談機会の確保	—	46.6	40.6	43.4	43.8
定期的な取引先の事業所・工場への訪問	—	34.8	34.7	34.2	32.7
生産性向上に関する社内研究会の開催	—	8.6	9.9	7.1	6.7
取引先と連携した人材の派遣	—	3.8	3.1	2.2	1.8
取引先からの事業承継支援	—	5.0	4.7	3.2	3.4
その他	—	1.3	0.6	0.3	0.3
取り組み無し	—	—	6.4	9.7	11.2
合計	—	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例: ・発注自体が少量の為特に話していない

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
定期的な取引先との面談機会の確保	47.2	51.0	45.9	44.2	44.2
定期的な取引先の事業所・工場への訪問	29.2	30.8	29.9	31.2	28.6
生産性向上に関する社内研究会の開催	11.9	9.7	11.1	9.4	10.1
取引先と連携した人材の派遣	4.3	3.6	2.1	1.9	2.4
取引先からの事業承継支援	4.3	3.6	1.9	2.2	2.8
その他	3.2	1.2	0.3	0.3	0.7
取り組み無し	—	—	8.8	10.7	11.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

その他項目例: ・適正な加工賃の交渉をしているが対応してもらえない

#### IV. 働き方改革・天災等への対応

##### 設問 45. 働き方改革の受注側企業への影響、発注側からの影響について

\*「特に影響はない」が発注側では7割、受注側では5割。受注側において「急な対応の依頼が増加」「短納期での発注の増加」の割合が増加した。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
特に影響はない	—	—	68.7	69.1	68.7
急な対応の依頼が増加	—	—	8.2	11.4	11.2
短納期での発注の増加	—	—	11.1	11.0	9.9
検収の遅れ	—	—	4.1	4.6	4.7
支払い決済処理のズレによる入金遅れ	—	—	2.7	1.3	2.1
従業員派遣を要請	—	—	0.6	0.6	0.2
発注業務の拡大・営業時間の延長	—	—	3.3	1.1	2.3
その他	—	—	1.2	0.8	0.8
合計	—	—	100.0	100.0	100.0

その他項目例： ・システムの導入  
・売上の減少

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
特に影響はない	—	—	41.8	52.2	48.2
急な対応の依頼が増加	—	—	18.4	17.9	18.6
短納期での発注の増加	—	—	22.1	16.6	18.7
検収の遅れ	—	—	6.4	5.2	6.3
支払い決済処理のズレによる入金遅れ	—	—	2.7	1.7	2.5
従業員派遣を要請	—	—	0.8	0.6	0.4
受注業務の拡大・営業時間の延長	—	—	6.8	3.5	3.6
その他	—	—	1.0	2.2	1.6
合計	—	—	100.0	100.0	100.0

その他項目例： ・納期の遅れや発注先の要望に応えられない

- ・在庫や出荷等の管理項目が増えた
- ・改革するほどの仕事量がない
- ・原材料の入荷が遅れる。
- ・売上の減少

設問 46. 発注側企業の働き方改革の結果、短納期発注、急な仕様変更が発生した場合に  
適正コストを発注側企業が負担したか

\* 発注側・受注側とも「概ねした」「概ねされた」の割合が減少。

発注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
概ねした	—	—	32.8	34.6	28.5
一部した	—	—	11.0	9.7	9.9
あまりしなかった	—	—	14.0	10.7	10.5
該当なし	—	—	42.3	45.0	51.0
合計	—	—	100.0	100.0	100.0

  

受注側の立場	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
概ねされた	—	—	20.0	23.2	17.7
一部された	—	—	15.9	16.4	17.9
あまりされなかった	—	—	27.8	23.8	24.9
該当なし	—	—	36.3	36.5	39.6
合計	—	—	100.0	100.0	100.0

設問 47. 知的財産に関する適正な取引を実現するために、利益分配や責任分担を明記するといった  
取組を実施しているか

\* 「実施中」の割合は 3 割にとどまる。

	2021年
実施中	30.6
未実施	69.4
合計	100.0

設問 48. 設問 47 で「未実施」の理由

\* 「知的財産が取引において存在しないため」が 6 割。

	2021年
知的財産は取引において存在するが、その管理の必要性を感じないため	22.0
知的財産が取引において存在しないため	61.3
知的財産の取扱いを定めるに当たって取引先が協議に応じてくれない、契約書を一方的に示される等、取引先と十分に協議を行うことができていないため	3.1
知財に関する取扱いの明確化のための具体的な手法が分からないため	13.6
合計	100.0



その他自由記載：・知財への認識があまりない

- ・知的財産権の取り扱いに関して勉強会を実施している
- ・取引の信義則に基づくが、利益配分等までを想定できない
- ・そこまでの制約をかけると発注を受けてくれる業者がいないため
- ・良くも悪くも信頼関係で取引をしてきたため
- ・他社特許抵触がないとことを双方確認した上での取引が前提のため

#### 設問 49. 取引の改善が進まなかった理由(新型コロナウイルスの影響を受けた点)

\* 発注側・受注側とも「取引価格の決定・改定」の比率が増加した。

発注側の立場	2020年	2021年	受注側の立場	2020年	2021年
取引価格の決定・改定	9.4	18.2	取引価格の決定・改定	17.5	26.4
支払い条件	2.8	1.9	支払い条件	3.9	3.0
該当なし	87.8	79.9	該当なし	78.6	70.6
合計	100.0	100.0	合計	100.0	100.0

## V. その他

#### 設問 50. 取引条件の改善を進める上での課題や、業界団体や政府への対応の要望等

##### <価格>

- ・弊社のような機屋の委託工賃は製品上代価格から川上企業各社の利益・経費を引いた残りしかもならず、実際にかかったコストに見合った工賃をもらえないケースが多い。
- ・エネルギー原材料が高騰するも、加工料金への反映がされない事や又、中国事情による価格高騰、原料入手困難などに対して政府としての取り組みが必要。
- ・5年前から比較すると人件費が15%くらい上がっているが、縫製加工賃は逆に10%~20%下がっている為、経営困難に陥っています。人件費の上昇と同様に加工賃も適正に対応して頂きたい。
- ・現在、様々な製造コストが上がって来ているが、原料コスト上昇の為値上げに行くが話は聞いてもらえるが、現実値上げさせてもらえるケースは非常に少ない。  
(売価の値上げなどできないなどの理由で)最終の小売店が適正価格で仕入れて適正価格で販売しないと、どこかの会社が利益を小さくして販売している。  
いつまでたっても、賃金など上がるはずがない。

##### <手形>

- ・手形を廃止しても、期日指定現金になり、デメリットの方が多。翌月現金払いにしない限り意味がない。
- ・受取手形の現金化にかかる割引料は弊社が当たり前のように負担しているが、そもそも手形にして

支払わなくてはならない理由を、支払い側が理解していない。

現金で支払えないのは相手側の都合なのだから割引料は負担しなければという気持ちがない。

- ・当社が発注側で下請け取引に該当してもその商品を販売する際 販売先は下請取引に該当しないため依然として支払が長期手形長期繰り延べ払いであり、発注側だけに支払いの現金化を求めても無理がある。小売店側の意識改善が最重要。

### <歩引き>

- ・和装織物業会において問屋や小売業よりメーカーへの支払い条件に有無を言わず（業会がその手の会社は了解の上の契約条件としているが実際は交渉の余地がない）歩引き等の値引きが行われている。この様なことを無くしていただきたいので、支払い時の歩引き等の値引きを違法にしていきたい。
- ・歩引きは廃止されているものの「協賛金」「協力金」と名目を変えているだけで差し引かれる支払いがある。

### <その他>

- ・縫製業も特定技能に入れてほしい。
- ・大企業より率先垂範させて下さい。中小企業からでは厳しい内容のものが多い。
- ・資本金 1,000 万円以下の会社に対する規制が緩すぎる。小規模といわれる事業者の中で発注者側の立場を利用して好き勝手なことをしたり言ったり、法の網をすり抜ける事業者がある。
- ・基本的に受注側からは発注側に取引条件の改善を要請することは困難であるため、政府、或いは業界団体からの強制に近い要請がないと抜本的に進むはずがないと考える。
- ・コロナ禍が長く続いている現状から既存得意先の労働力不足による生産能力の低下が大きな問題になりつつあります。現状、高齢の方の退社や外国人技能実習大幅減と新規雇用ができない状況。近年の新規発注の大幅減少も要因に上げられるが、コロナ禍が終息しつつある中、今後の生産計画を立てる際、今まで以上に各取引先と対話しながら進める必要がある。

# 繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に

## に向けた自主行動計画（第4版）

制定 平成29年3月1日

改訂 平成30年7月24日

平成31年4月26日

令和3年9月10日

日本繊維産業連盟  
繊維産業流通構造改革推進協議会

繊維業界は経済産業省が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」に基づき、取引の適正化に努めてきた。日本繊維産業連盟及び繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、「両団体」という。）は、これまでの当該ガイドラインに基づく取引適正化の取組みを一層進めるべく、自主行動計画を策定する。

繊維業界は、紡績や製糸、製織・編立、染色・加工、縫製、アパレル及び小売といった長いサプライチェーンを有しており、サプライチェーン全体での取引の適正化が産業全体の競争力強化に寄与するものであり、サプライチェーンを構成する各事業者がその重要性を理解し、不断に努力を行うことが求められる。

また、OECDにおいても、「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス」を策定・公表されたこと等、これら「責任あるサプライチェーン」に係る国際的潮流を踏まえ、取引を行う事業者は自社に至るまでのサプライチェーン全体における法令遵守、適正な取引条件や労働環境等の確保について、十分な確認と考慮をすべき社会的責任が求められる。

さらに、働き方改革関連法が施行されたことにより、特に人手不足が深刻化している中小・零細企業にとって、「魅力ある職場づくり」による「人材の確保」そして「業績の向上」「利益増」に繋がっていくための環境の整備が求められている。

このような考えの下、両団体は経済産業大臣の掲げる政策「未来志向型の取引慣行に向けて」や、その一環として改正された下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請代金法」という。）に関する運用基準、下請中小企業振興法（以下、「下請振興法」という。）

に基づく振興基準及び下請代金の支払手段に関する通達等を踏まえ、適正取引の推進を一層進めるため、サプライチェーン全体の取引適正化に向けた活動を充実すべく「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定することとした。この自主行動計画は、取引を行う事業者双方の「適正取引」、「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行を普及・定着させる観点から、合理的な価格決定、コスト負担の適正化、支払条件の改善、生産性の向上等に関する今後の取組みを表明するものである。

両団体は、サプライチェーン全体への適正取引の浸透に努めるとともに、この自主行動計画の遵守状況を定期的にフォローアップし、確実な実行を担保することで繊維業界の適正取引が浸透するよう取組みを進める。

## I. 適正取引の推進に関する取組み

### 1. 合理的な価格決定のための取組み

- 消費者が求める品質・価格でものづくりを行い、繊維業界全体としての競争力を高めるためには、各工程において取引数量、納期、品質等の条件、材料費、労務費等について関係者で協議をした上で、合理的な価格決定が行われることが不可欠である。しかしながら、各事業者間の取引においては、歩引きや理由なき返品、受領拒否等の非合理的取引により、負担が偏っている場合がある。そのため、下請振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準やガイドライン等を踏まえ、取引先と十分に適正な利益配分並びに非合理的取引を排除すべく協議を行った上、適正に価格を決定する。
- 発注者は、発注工賃をはじめとする取引条件について、**個人事業主を含む受注者（以下、「受注者」という。）**に付加価値に応じて適正に利益が配分され、従業員（外国人技能実習生を含む）の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性等を確保することができる水準となるよう十分考慮した上で、受注者と適正な発注工賃等の取引条件について協議を行った上で、適正に価格を決定する。

また、発注者は、受注者からエネルギーコストの上昇や最低賃金の引上げによる労務費の増加といった、原価の増加による取引条件の見直しの要請があった場合、上記と同様に、受注者の適正な賃金・労働環境、事業の持続可能性の確保を十分に考慮し、受注者と十分に協議を行った上、適正に価格を決定する。

(実施事項)

以下の点を遵守し、「責任あるサプライチェーン」に係る国際的な潮流を踏まえつつ、合理的な価格決定のための取組みを行う。

- ・両団体は、合理的な価格決定のための取組みを進めるため、繊維産業流通構造改革推進協議会（以下、「SCM推進協議会」という。）が定めるTAプロジェクト取引ガイドライン（以下、「TAガイドライン」という。）について、必要な改定と関係各社向け説明会を開催する。改定内容は、更なる取引適正化を進めるため、取引要件かサービス業務なのかの区分を明確にすること、引取義務の徹底、サンプル作成にかかわる費用負担、発注者の都合により発生する業務上の費用等に関する事項についてである。
- ・SCM推進協議会が行った「歩引き」取引廃止宣言と理念を踏まえ、歩引き取引の廃止に向けて、両団体に所属する法人企業及び団体に所属している企業（以下、「会員企業」という。）は、自らの取引先と協議し取引適正化を行う。
- ・取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する。
- ・受注者から経済情勢に大きな変化やエネルギーコストの上昇、人手不足、最低賃金の引上げ等に伴う取引価格をはじめとする取引条件の見直しの要請があった場合には、これらの影響を勘案し、事業者間で十分に協議を行った上で取引価格等を決定する。
- ・その他材料費の大幅な変動等、経済情勢に大きな変化が生じた際には、必要に応じて、取引先と協議し、取引価格等の見直しを検討する。
- ・発注者は仕入価格の低減要請を行う際は、その根拠を明確にし、受注者と十分協議を行う。
- ・発注者は仕入価格の低減要請を行うに際して、文書や記録を残さずに口頭で数値目標のみを提示しての要請、原価低減の根拠やアイデアを受注者に丸投げするような要請、発注継続の前提を示唆した要請は、下請振興法に基づく振興基準において親事業者が留意すべき事項とされており、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請を行わないことを徹底する。
- ・発注者は原価低減活動の効果を十分に確認して取引価格に反映させる。また、受注者の貢献がある場合は、その貢献度も踏まえて取引価格を決定することとし、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格に反映することは行わないことを徹底する。
- ・縫製については、事業者間において、工賃の適正化による持続可能な取引を進めて行くため、必要な作業工程・時間にに基づき目安となる工賃の算出手段として「縫製工賃交渉支援クラウドサービス」(ACCTシステム)等を活用するなど、適正な工賃の協議を行った上で決定する。

## 2. コスト負担の適正化のための取組み

- 繊維産業では、季節ごとに新たな商品展開が行われるため、受注者に対する厳しい納期が求められ、指定納期に指定場所へ納品するため、完成品を受注者が保管するという倉庫機能を負わされるケースがある。また、気候の変化等に応じた追加発注等に対する生地在庫の確保等による倉庫管理等の負担も生じている。これらのコスト負担は、一方的に受注者が負担すべきものではなく、川上から川下までの繊維産業のサプライチェーンを構成する各社が相応に負担すべき管理コストであることから、コスト負担の適正化・改善に取り組んでいく。発注者（特に大企業）は、自身の働き方改革による受注者へのしわ寄せ等の影響がないよう、受注者の働き方改革を阻害し、不利益となる取引や要請は行わないよう努める。

### (実施事項)

以下の点を遵守し、取引企業間での管理コスト負担の適正化・改善に取り組む。

- ・ S C M推進協議会は、管理コスト負担の適正化・改善を進めるため、T Aガイドラインの必要な改定を行うとともに、関係各社向けの説明会を開催する。
- ・ 会員企業は、引取期日を過ぎた在庫保管等に対するコスト負担について、T Aガイドラインを遵守し、適正なコスト負担について関係する事業者間で協議を行った上で取り決める。
- ・ 取引に係る数量、納期、価格等の条件について、当該事業者間での責任の明確化が図られるよう、取引先と十分に協議を行った上で、契約書等の書面化を徹底する（再掲）。
- ・ 完成品の引取り時期の未確定や追加発注に備えた材料確保による倉庫の負担、補給品等の追加発注による新たな生産コストの発生等の可能性がある取引に関しては、在庫の確保等に関する期限を定めるなど、受注者に過度な負担が生じないよう、十分に協議を行った上で取り決める。
- ・ 自己都合による理由なき返品、製造委託した商品の受領拒否、及び不当な販売員や協賛金等の経済上の利益の提供要請など、一方的に受注者に対してコスト負担を強いることがないよう、徹底する。
- ・ 発注者は、自らの取引に起因して受注者が労使協定を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金未払いなど、労働基準関係法令に違反することがないよう十分配慮する。また、やむを得ず短納期又は追加の発注、追加の仕様変更などを行なう場合には、発注者が適正なコストを負担する。

### 3. 支払条件の改善のための取組み

- 令和3年3月31日付通達「下請代金の支払手段について」において、発注者による下請代金の支払いについて、①下請代金の支払いは出来る限り現金によるものとする、②手形等により下請代金を支払う場合においては、現金化にかかる割引料のコストが受注者の負担にならないよう、これを勘案した下請代金の額を発注者と受注者が十分協議し決定する、③発注代金の支払いサイトは60日以内とする、とされていることから、可能な限り速やかに実施する。
- 会員企業、特に大企業は、下請法対象外の取引についても、本通達の趣旨を尊重し、サプライチェーン全体での取組みを進める。

#### (実施事項)

以下の点を念頭に、下請代金の支払方法の改善を進める。

- ・ 下請代金の支払いを出来る限り現金払いとするよう努める。
- ・ 現金払いが難しい場合、「約束手形」は電子記録債権に移行するよう努め、令和8年を目途に廃止する方向で取り組む。
- ・ 発注者は、手形等により下請代金を支払う場合、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払い期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを注文書等で示すよう努める。
- ・ 手形等の支払いサイトは、60日以内を目標として短縮化に努める。
- ・ 会員企業は、前述の取組みを繊維業界内の企業間取引から進め、関連する他業界等の環境の整備状況、進捗状況等を勘案した上で、他業界にも対象範囲を広げていく。

### 4. 知的財産の取扱いについて

- 発注者及び受注者は、特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等知的財産(以下「知的財産等」という。)に係る取引の適正化のため、振興基準に定める内容のほか、「知的財産取引の適正化について」(令和3年3月31日付け20210319中庁第6号)に基づき、取引を行うものとする。

#### (実施事項)

以下の点も念頭に取引を進める。

- ・ 発注者及び受注者は、知的財産等の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努める。

- ・ 発注者は、契約上知り得た受注者の知的財産権等の取扱いに関して、受注者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行う。
- ・ 受注者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。

## 5. 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

- 受注者は、取引上の不満や問題があったとしても、取引への影響を考慮すると発注者に申し入れが出来ない場合がある。これを防ぐために、発注者（特に、大企業）は、受注者が不満や問題について申し入れが出来るよう、環境の整備に努める。

### (実施事項)

以下の点を念頭に、発注者は環境を整備する。

- ・ 発注者は、価格交渉等の受注者による協議申し出があった場合には、これに応じるものとするほか、調達部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置する等受注者が申し入れをし易い環境整備を行い、寄せられた情報については、匿名性を確保しつつ、全ての受注者との間で共有するよう努める。

## II. 付加価値向上等に向けた取組み

### 1. 生産性向上のための取組み

- 繊維業界のサプライチェーンを構成する紡績、製糸、製織・編立、染色・加工、縫製、アパレル及び小売の各会員企業は、各工程における課題をサプライチェーン全体の課題として把握し、生産性向上に取組む。

### (実施事項)

以下の点を念頭に、生産性向上のための取組みを進める。

- ・ 会員企業はそれぞれの工程における稼働率向上のための取組み、及び取引における生産計画などに関する情報の共有化に取り組む。
- ・ 発注者は事業者間における、生産性向上に関する課題解決に向けて、受注者企業への訪問や面談などの密なコミュニケーションに努める。
- ・ 会員企業は、サプライチェーン全体での付加価値向上等の観点から、各企業において適正な原価率及び利益を確保した上で、消費者に対する正価（プロパー



価格等)の信頼性の維持・向上に努める。

- ・サプライチェーン全体の機能維持のために、事業継承が円滑に遂行されるよう、事業継続に向けて、発注者は受注者と対話した上で経営改善の支援、後継者の育成、引継ぎ先のマッチング支援等積極的な対応を行う。
- ・サプライチェーン全体を通じて、天災等の緊急事態への事前対応として、発注者は受注者と連携して、BCP(事業継続計画)の策定、BCM(事業継続管理)の実施に努め、また、事後対策として、発注者は受注者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努める。
- ・両団体は、各取組みをベストプラクティスとして可能な範囲で会員企業に共有を図る。

## 2. 人材育成・教育の推進

- 繊維業界においては、企画・販売をはじめとして、女性の活躍が不可欠である。最終消費者のニーズを踏まえた業界全体の活性化のためにも、企画・販売に加え経営層・管理者層或いはマーチャンダイザーなどの職においても女性が活躍できるよう、環境整備や意識改革を進めていく。また、技術及び経験を持った高齢者の雇用の拡充等を積極的に検討していく。
- 会員企業においては、サプライチェーン全体への適正取引の推進のため、下請代金法の運用基準や下請振興法に基づく振興基準の改正等を踏まえ、業務ルール等の見直しを行うとともに、社内への周知徹底を図る。

(実施事項)

- ・女性及び高齢者が活躍する環境整備や意識改革を進めるため、会員企業は自主点検を行い、その結果を踏まえて、社内ルールやマニュアルの整備・見直しを行う。
- ・会員企業は、適正取引に関する勉強会等を実施する。

## III. 普及啓発活動の推進

- 繊維業界のサプライチェーン全体への適正取引の推進のため、自主行動計画の取組みを幅広く周知に努める。両団体の会員外の団体・企業への周知も不可欠であることから、両団体及び会員企業は経済産業省の協力を得ながら会員企業の取引先への周知等も通じ、非会員企業を含め自主行動計画の取組み内容について普及を図るよう努める。

- 発注者は、自社製品の発注に関し、受注者が更に他の企業に発注する場合（当該他の企業が更に他の企業に発注する場合も含む）、当該受注者に対し、発注者の立場として本取組を確実に実施するよう求めるとともに、自社製品に係る当該受注者に至るまでのサプライチェーンにおいて、本取組が適切に行われていることを確認し、保証を求める。

#### （実施事項）

- ・両団体は、自主行動計画に掲げる各項目をサプライチェーン全体に浸透させるため、SCM推進協議会が行う全国各地でのTAガイドライン等に関する説明会を通じて、自主行動計画の取組内容の周知を行い、サプライチェーン全体への適正取引の浸透を図る。
- ・会員企業は、独占禁止法、下請代金法等の法令及び繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドラインについて、勉強会等を開催するなど取引先を含めコンプライアンスの徹底を図る。
- ・会員外の団体・企業に対しては、改正された下請代金法及び下請振興法の振興基準などの経済産業省による周知と連携しながら、自主行動計画の普及に努めていく。
- ・直接・間接を含め発注者に係る団体（以下「発注側団体」という。）は、加盟企業及び関係事業者等に対し、「責任あるサプライチェーン」の考え方を含め、発注者の社会的責任等について講習会、説明会等を実施する。
- ・発注側団体は、会員企業からの定期的な報告により、会員企業におけるサプライチェーン全体を通じた取引適正化の取組状況や法令遵守状況等をモニタリングし、必要に応じ会員企業に適切な指導や支援を行う。

#### IV. 自主行動計画のフォローアップ

- 適正取引の推進には、両団体の会員各社における個々の取引に定着させることが重要である。そのため、両団体は中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画の進捗状況について、定期的にフォローアップすることにより把握を行う。また、実施状況の評価を通じ、必要に応じて自主行動計画の見直しを行い、各社の取引慣行の改善を進める。

(実施事項)

- ・取引慣行の改善を進めるために、両団体に加盟する団体は、団体の実態に即した形で会長・理事長等が直轄する「取引適正化推進委員会」(仮称)を設置する。
- ・取組み内容に関し、団体は会員企業に対して聞き取り調査及びアンケート等により、実施状況についてのフォローアップ調査を行う。
- ・検証結果をもとに、必要に応じ自主行動計画の見直しを行う。特に、「**約束手形**」の廃止等支払い条件の改善のための取組については、**金融業界での対応状況や他業界での状況を踏まえ、令和6年に中間的な評価を実施し、必要な見直しを行う。**

以 上

(別紙)

## 改訂の経緯

### ■平成30年7月24日改訂

繊維産業において、外国人技能実習について法令違反の事例が多数発生しており、業種別では最多となっている。これは、法令違反を犯した個々の事業者の法令遵守の問題のみならず、繊維業界全体の信頼に関わる、極めて由々しい事態である。この問題には、法令違反を犯す企業の法令遵守意識の欠落はもとより、技能実習生等の適正な賃金や労働環境等を確保するには低すぎる発注工賃となっていること、更には、発注者が製品の自社に至るまでのサプライチェーン全体における法令遵守、取引条件等の実態について把握できていないことが背景にある。また、適正でない状態で製造された製品を消費者に提供している場合には、発注者に直接の法令違反がないとしても、企業の社会的責任（サプライチェーンに対する責任）が果たされていない状況が生じている。

こうした事態の適正化に向けて、日本繊維産業連盟は、繊維産業技能実習事業協議会を経済産業省との共同事務局として運営し、同協議会は、技能実習の適正な実施などに向けて繊維業界として講ずべき取組等について協議を行い、平成30年6月に「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定した。この取組においては、自主行動計画における「適正取引」への取組みの更なる改善に資する内容を含んでおり、これを反映させるため改訂を行うものである。また、本改訂に当たっては、業種別の取引実態を踏まえて、取引適正化の観点から関係者で協議を行い、TAガイドラインの中に縫製業及び染色加工業に関する内容を盛り込むこととした。

### ■平成31年4月26日改訂

中小企業庁による「自主行動計画」の取組状況のフォローアップ調査や、政府として下請中小企業の取引実態を把握するための取引調査員（通称「下請Gメン」）による下請中小企業ヒアリングを通じて把握した取引上の課題等を基に、サプライチェーン全体での更なる「取引適正化」、下請等中小企業の取引条件改善に向けて、下請中小企業振興法第3条第1項に基づく「振興基準」の望ましくない取引慣行の是正や、「働き方改革」、「事業継承」や「天災等」への対応などを踏まえた所要の改正が行なわれたため、これらを反映させるために改訂を行なうものである。

■令和3年9月10日改訂

令和2年6月29日に「未来志向型の取引慣行に向けて」が改訂され、既存の重点3課題「価格決定方法の適正化」、「コスト負担の適正化」、「支払条件の改善」に加え、「知財・ノウハウの保護」と「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」が追加され、この重点5課題への対応等を通じた取り組みが求められた。これらを踏まえ、令和3年3月31日に(1)知的財産の取扱い、(2)手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善、(3)フリーランスとの取引、(4)親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備などについて振興基準が改正されたことに伴い、繊維業界の実情を鑑みつつこれらの課題を反映させるための改訂を行った。